

第4回 熊本市歴史まちづくり協議会

日時 令和2年2月17日（月）10:00～

場所 熊本市役所別館 自転車駐車場 8階大会議室

次第 1 前回議事の確認

- ・重点区域の範囲について
- ・歴史的風致形成建造物の指定による制限等について
- ・歴史的風致形成建造物の指定候補について
- ・追加を検討している建造物について【非公開】

2 パブリックコメントの結果と対応方針案

3 今後の流れ

大森委員からのご意見

藤崎八幡宮例大祭隨兵行列を元に重点区域を決めるのであれば、藤崎八幡宮の方まで重点区域にすべきではないか。

対応方針

- ・重点区域の範囲については認定時点では現状通りとし、藤崎八幡宮周辺は認定後に区域設定を検討していく。

理由 本計画により重点的に施策を展開する上では地域との連携が必須であることから、まずは歴史まちづくりの機運が高い新町・古町を中心とした一体を重点区域に指定し、取組みを行っていきたい。



吉村委員、上村委員 等からのご意見

歴史的風致形成建造物の指定を受けるとどういった制限がかかるのか。

指定に伴う具体的な義務、支援等

～義務等～

・所有者等の管理義務

所有者及び管理者は建造物の歴史的な価値を損なわないよう適切に管理する必要がある

➢ 他法令による指定・登録等を受けているものは、関係法令に基づき維持管理

➢ その他建造物については、外観を保全（建物内で歴史的風致の活動があるものは、内部も保全）

・増築等に伴う届出

増築、改築、移転、除去、所有者の変更の場合は市長に届出が必要となる

～支援等～

・税制面による支援

相続税算定において、土地・建物の評価額の30 %が控除可能となる。

・修理・修景等に係る補助支援

調査費、設計費、工事費の一部を補助する。（令和2年度中に開始予定）

補助額（案）

外観修景、内装整備、耐震改修等に係る工事費の

1/2以内かつ300万円以内（耐震改修を伴う場合500万円）

・活用に向けた条例整備

建築基準法の規定を適用除外とする条例を制定し、歴史的価値を損なうことなく、建造物の用途変更等による活用を可能とする。令和2年度6月ごろの制定を目指し調整中。

歴史的風致形成建造物の活用事例（群馬県甘楽町）
商家 → 休憩所、観光案内所



伊東委員、宮本委員からのご意見

現在提示の歴史的風致形成建造物の指定候補以外にも候補を追加できないか。

対応方針

- ・第3回協議会時に提案をいただいた御旅所、明八橋を追加した。
- ・その他建造物については、継続して調査を行い、指定基準に合うものは追加を行う。

指定基準（計画書掲載内容） ※建築後50年以上経過しているものに限る

- ①建造物の形態、意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ②地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
- ③歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物

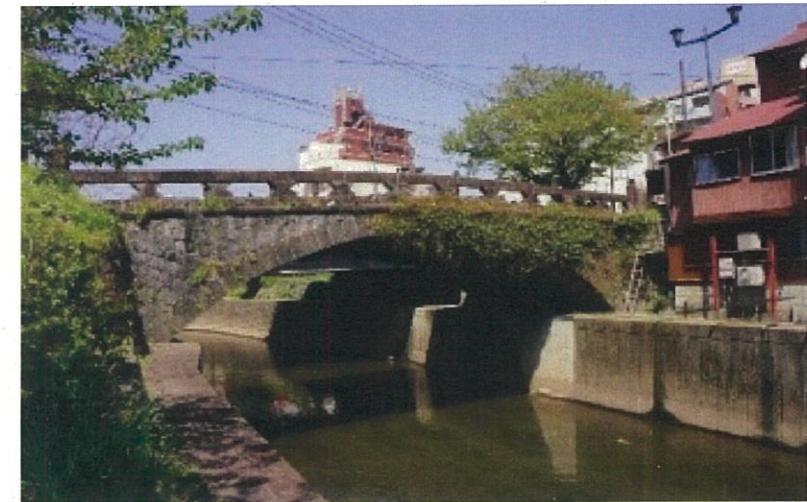
これらの建造物のうち、

- ・立地場所
 - ・地域資源としての価値
- などを考慮し、検討を進める。

○第3回協議会以降に追加した建造物



藤崎八幡宮例大祭御旅所（能楽殿）



明八橋

パブリックコメントの結果

a. 意見募集期間

令和2年（2020年）1月8日（水）～令和2年（2020年）2月6日（木）（30日間）b. ご意見を提出された方の人数：14名c. ご意見の件数（まとまりごと）：155件

意見の種類	意見の内容（抜粋）	件数
①推進体制について	<ul style="list-style-type: none"> 地元住民や各種団体と協働で計画を推進する体制を明記してほしい。 歴史まちづくり法に基づく支援法人の位置づけを記載してほしい。 	8
②熊本市の歴史について	<ul style="list-style-type: none"> 記述の根拠が明らかでないものが見受けられる。 歴史的な部分については、一次資料での検証を行ってほしい。 	56
③歴史的風致、重点区域について	<ul style="list-style-type: none"> “固有の歴史・文化を反映した人々の活動”の解釈を拡充できなかつたか。 重点区域の範囲の変更は可能なかつたか。 	25
④歴史的風致を維持向上するための方針や事業について	<ul style="list-style-type: none"> 案内看板の多言語化に関しては、ネイティブチェックを入れてほしい。 地元や関係団体との協議が進む中で、新たな事業を追加できるのか。 	18
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の背景や目的について、もう少し具体的に記載してほしい。 (※その他記載事項に関する軽微な変更多数) 	48

パブリックコメントへの対応方針案

- ① 地元住民や各種団体、支援法人等と協働で計画を推進する体制を明記する。
- ② 学術的な意見については、資料等を再度精査し、適宜修正を行う。
- ③ 歴史的風致や重点区域の範囲の追加については、整理を行い、今回記載できなかつたものについては、今後も引き続き調査・研究を深める。
- ④ 事業に関する意見については、計画を推進する上での参考とする。なお、計画認定後も事業内容については適宜追加・修正を行う。
- ⑤ 意見を踏まえ、適宜、追記・修正を行う。

意見事例Ⅰ【計画の推進体制について】

- ・地域住民や各種団体と協働で計画を推進する体制を明記してほしい。
- ・「歴史的風致維持向上支援法人」の文言が登場することがなく、「支援法人」を指定する余地を排除していると言わざるをえない。

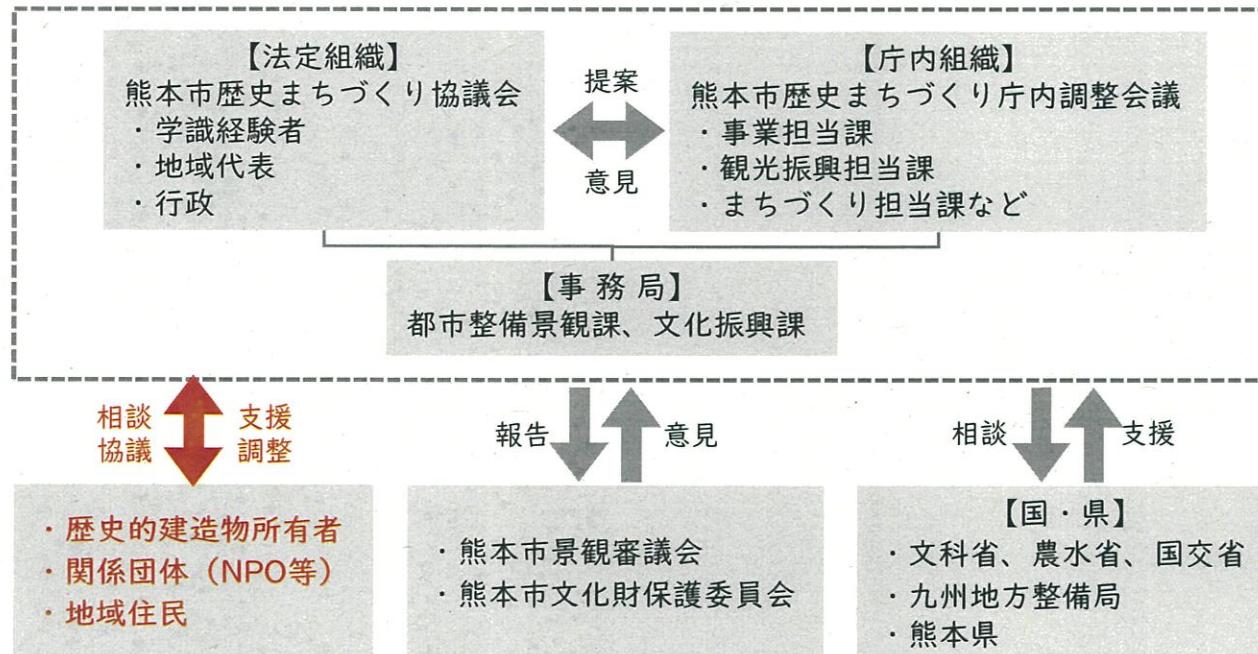
歴史的風致維持向上支援法人とは 『歴史まちづくり法 第34条』

市に代わり、あるいは市とともに歴史的風致の維持及び向上に取り組む主体として、歴史的風致の維持及び向上について専門的知識や実績等を有する公益法人又はNPO法人を、市長がその申請により「歴史的風致維持向上支援法人」として指定することができる。

✓対応方針

- ・推進体制の中に、地域住民や各種団体との関係性について表現を加える。
- ・支援法人の指定については、先進都市の事例を参考にしながら、役割や必要性を含め検討を行っていく。

◆推進体制図の変更案（赤字部分を追加）



【参考】福島県白河市の支援法人の取り組み



◆近隣農家との提携等による
材料調達手法の開発

◆職人の人材育成
修理現場での研修会実施

意見事例2 【文化財の保存・活用に関する代表的な団体について】

- ・文化財を地域づくりに生かしている団体やまちづくり団体等もリストに列挙してほしい

✓ 対応方針

- ・各地域で活動されている団体等を計画に掲載し、その活動を広く市民等に示していくことも、歴史・文化の維持継承に繋がることと考え、関連する団体等については広く掲載する。

意見事例3 【案内板等に関する外国語表記について】

- ・既に外国語による説明があるものでも、日本語の説明の直訳が多く、意味が伝わらない事例が少なくない。
- ・歴史的基礎知識や日本の習慣などの解説も含めるなど、歴史的風致の魅力を伝えられるよう配慮できないか。

✓ 対応方針

- ・現在も翻訳にあたっては、ネイティブチェックを行っているが、訪日外国人にとってより分かりやすく魅力的な内容となるよう、文化的背景を考慮しながら更新を図っていく。

※ 令和2年度に公共サインガイドラインの策定を予定。その中で具体的な標記ルール等を決めていく。

意見事例4 【文化財等の防災に関する方針について】

- ・防災、減災、発災後の迅速な対応という観点から記述することが望まれる。
- ・熊本地震時の文化財ドクターの実績等についても掲載してほしい。
- ・歴史的建造物は、所有者もその価値を認識していない場合もあり、災害時に滅失する可能性がある。

✓ 対応方針

- ・防災、減災等について既述の内容に加筆・修正を行い、文化財ドクターの実績等についても掲載する。
- ・本計画に記載の「文化財保存活用地域計画の策定検討」事業の中で、悉皆調査を行う予定であり、それらの所有者等への理解を深めていく。

～認定までの流れ、スケジュール～

- ①本日協議した内容を踏まえ計画本文の加筆・修正
- ②事務局にて修正した内容を会長及び副会長と協議・調整の上、内容確定
- ③認定申請（3月末～4月初）
 - ↓ 国からの指摘への修正対応
- ④認定（6月ごろ予定）

～認定後の本協議会の取組み～

- 協議会は年1～2回 実施予定
 - 事業の進捗報告・評価、推進に向けた制度、新たな取組み、方向性等の検討、その他相談事項